

せいわしようがっこう がっこうあんしん 聖和小学校 「学校安心ルール」

〈基本的な考え方〉					
○学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。					
○子どもたちには日頃より、基本的な約束に沿ったことがらを心がけることを伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い社会（学校）」をめざしています。					
○第1～3段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。					

段階 たいとう 対応	学習の時に がくしゅう とき	他の子に対して ほかの子 たいして	先生に対して せんせい たいして	その他のルールとして たの その他のルールとして	学校等が行うことができる対応 がっこうとう おこな たいとう
基本的な約束事 きほんてき わくそくごと 約束事		・嘘つかない うそ	・ルールを守る まも	・人に親切にする ひと しんせつ	・勉強する べんきょう
第1段階 だい だんかい	・授業時間におくれる じゅぎょうじかん おくれる	・からかう、ひやかす むし ・無視する もの ・物をかってに使う つか	・指導を素直に聞かない しどう むし ・指導を無視する がっこう	・物を大切にしない じぶん つえどう らくが ・自分の机等に落書きする がっこう もの つか	・その場で注意 は ちゅうい ・場合によっては家庭連絡 かていれんらく ・個別指導 じこ ふ かえ かつどう ・自己を振り返る活動 かえりかぶるかつどう
第2段階 だい だんかい	・授業のじやまをする じゅぎょうのじやま はなし ・授業に関係のない話をする じゅぎょうのかんけい はなし ・授業をさぼり、校内でたむろする こうない	・仲間はずれにする なまま わるち ぐち ・悪口、かけ口を言う ぐち ・こわがるようなことをしたり い 言ったりする い	・指導に対して反抗する ちゅうはつべき たいと ・挑発的な態度をとる い ・バカにしたようなことを言う い	・学校の物をこわす がっこう もの こわす ・夜中に出歩き徘徊する よなか である はいかい ・カードやゲーム等で賭けごとをする とうか	・その場で注意 は ちゅうい ・家庭連絡 かていれんらく ・複数の教職員による個別指導 ふくすう きょうじょくいん こべつしどう ・数日間の自己を振り返る活動 かえりかぶるかつどう
第3段階 だい だんかい	・授業中、故意に妨害をする こい はうがい ・テストのじやまやカンニングを繰り返す くかえ こうがい ・学校をさぼり、校外にたむろする こうがい	・いやがることを無理やりさせる ぼうりょく わざ ・暴力をふるう（プロレス技をかけるなども） もの こい ・物を故意にこわしたり、すてたりする ぼうりょく ふるう	・指導に対して激しく反抗する しどう たい はげ はんごう ・こわがるようなことをしたり言ったりする い ・押す、突き飛ばす。ぶつかるなどの暴力をふるう お う と ぼうりょく ふるう	・万引きやバイクの無免許 まんび むめんきょ ・運転・飲酒・喫煙など法律に違反するようなこと うんてん いんしゅ きつえん ほうりつ	・家庭連絡 かていれんらく ・一定期間の別室における個別指導及び学習指導 いつけんかん べっしふ こべつしどう もよしう しどう ・関係諸機関（警察・こども相談センター）と連携し、 がっこうない じどう おこな ・状況によっては個別指導教室を活用した指導 じょうきょう こべつしどう きょうしつ かつどう しどう
第3段階よりも重いと思われる事象や違反行為（窃盗や傷害・恐喝行為など）については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。					

※この「学校安心ルール」（スタンダードモデル）の内容は、教育振興基本計画に示されている学校の安心・安全のためのスタンダードモデルです。

※学校は児童生徒ひとりひとりの状況等も十分にふまえ、対応について判断します。

※「学校等が行うことができる対応」については、あくまでも例示であり、学校の判断で対応することがあります。

※「個別指導教室」とは、生活指導サポートセンター内に設置した教室であり、経験豊富な元校長先生等がいっそう丁寧な立ち直り支援を行う場所です。

※学校生活以外の事案に関しては、段階にかかわらず関係諸機関との連携となる場合があります。（SNSにかかる事案に関しても同様です。）